

クラウド型電話交換機（P B X）導入等業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

クラウド型電話交換機（P B X）導入等業務

2 業務概要

(1) 目的

水道事業の統合・広域化にあたり、庁舎・営業所・浄水施設間の通信環境の最適化を行う必要があることから、自動音声応答機能や拠点間転送機能などを有するクラウド型電話交換機（P B X）（以下、クラウドシステム）を活用し、将来的な拠点の統廃合にも対応した、柔軟で業務効率性の高い電話対応の体制の構築のため本業務を実施する。

(2) 業務の内容

ア システム導入及び関連機器の調達

イ LAN 環境の構築及び関連機器の調達

ウ 業務マニュアル・FAQ の作成

エ クラウドシステムの提供と導入後の保守運用

※ 詳細は、提案仕様書に記載のとおり。

(3) 業務期間

ア (2)ア～ウについて：契約日から令和 8 年 3 月 23 日まで

イ (2)エについて：令和 8 年 3 月 24 日から
令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 業務委託料の提案上限金額

ア 環境構築業務

- ・ 5,480,000 円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

設計・構築、各種機器設置、IP 固定電話設置、キッティングなどに係る経費を想定しています。

イ 保守運用業務

- ・ 月額 192,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

各種機器使用料、クラウドシステム使用料、オプション料などに係る経費を想定しています。

※ この金額は提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

3 スケジュール

- (1) 募集開始
令和 7 年 9 月 11 日（木）
- (2) 質問期間
令和 7 年 9 月 11 日（木）～ 令和 7 年 9 月 19 日（金）
- (3) 企画提案書の提出
令和 7 年 9 月 11 日（木）～ 令和 7 年 10 月 1 日（水）
- (4) プレゼンテーション実施通知
令和 7 年 10 月 6 日（月）まで
- (5) プレゼンテーション
令和 7 年 10 月 14 日（火）又は 令和 7 年 10 月 15 日（水）
- (6) 選定結果の通知
令和 7 年 10 月 20 日（月）まで
- (7) 仕様書等の協議及び契約の締結
令和 7 年 11 月初旬

4 応募資格

本プロポーザルに応募できる者（以下「応募者」という。）は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和 7 年度において、千葉県電子自治体共同運営協議会ちば電子調達システムに登録されている入札参加資格者名簿のうち 1 団体以上に入札参加資格を有している者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次のいずれにも該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から 2 年間を経過しない者
 - イ 又は受託候補者を決定する前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (3) 公募開始の日から審査完了の日までの間に、公共団体等から指名停止の措置を受けていない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号及び安房郡市広域市町村圏事務組合契約に係る暴力団対策措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者
- (5) 南関東に本店又は支店等を有していること
- (6) 過去 5 年間（令和 2 年度以降）に自治体又は一部事務組合が発注した、クラウドシステム導入に係る業務の受注経験がある者

5 関係書類、資料等の配布

組合の Web サイト (<http://www.awakouiki.jp>) からダウンロードすることを原則とする。

Web サイトからのダウンロードができない者は、問い合わせのうえ郵送等、他の方法を申し出ること。

6 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、次により受け付ける。ただし、応募の状況及び選定審査会の委員に関する質問は、受け付けない。

(1) 質問の方法

質問書（様式 1）に質問内容を記載のうえ、電子メールで組合事務局（水道事業統合推進室）へ提出すること。なお、電子メールを送信後、電話で到達の確認をすること。

電子メールアドレス： suido@awakouiki.jp

電話番号： 0470-22-5633

(2) 受付期間

令和 7 年 9 月 11 日（木）～令和 7 年 9 月 19 日（金）午後 5 時

(3) 質問に対する回答

① 応募資格に関する事項

受付の都度、質問者に対してのみ速やかに回答する。

② プロポーザル実施要領、提案仕様書、契約等に関する事項

令和 7 年 9 月 25 日（木）までに、応募した全ての者に対して回答する。

7 応募書類の提出について

本プロポーザルに応募しようとする場合は、下記の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 応募表明書（様式 2） 正本 1 部
- ② 会社概要（様式 3） 正本 1 部、副本 6 部
- ③ 同種業務実績調書（様式 4） 正本 1 部、副本 6 部
- ④ 応募資格に関する申立書（様式 5） 正本 1 部、副本 6 部
- ⑤ 企画提案説明書（任意様式） 正本 1 部、副本 6 部
- ⑥ 工程表（任意様式） 正本 1 部、副本 6 部
- ⑦ 見積書（任意様式） 正本 1 部、副本 6 部
- ⑧ 内訳書（任意様式） 正本 1 部、副本 6 部
- ⑨ 情報公開の取扱いに関する書類（様式 6） . . . 正本 1 部

※ 企画提案説明書は、提案仕様書及び別紙審査表に留意のうえ作成するとともに提案内容を理解するために参考となる資料等がある場合は添付すること。

- ※ 見積書に記載する金額は、本業務にかかる全ての費用（消費税及び地方消費税の額を除く。）を含めること。
- ※ 内訳書は、見積書に記載した金額との整合性をとるとともに各年度の見積根拠が分かるように記載すること。
- ※ 情報公開の取扱いに関する書類は、安房郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例(平成29年条例第2号)に基づく開示請求があった場合に、事業を営むうえで競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報として開示しないことを求める部分を理由を付して記載すること。
- ※ 提出書類は、原則A4版の縦置き横書き（両面印刷可）とし、頁番号を付すこと。ただし、図表等は必要に応じて、A3版折り込みも可とする。また、製本は不要とする。

(2) 提出先

安房郡市広域市町村圏事務組合 事務局（水道事業統合推進室）
千葉県館山市館山1564-1 渚の駅たてやま内(〒294-0036)

(3) 提出方法

持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便）にて提出すること。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下同じ。）に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出期限

令和7年10月1日（水）午後5時（郵送の場合は必着）

(5) プレゼンテーション実施通知

企画提案書を提出した者に対しては、令和7年10月6日（月）までにプレゼンテーション実施通知を送付する。

応募資格を有すると認められなかった者に対しては、書面でその旨を通知するものとし、応募者は書面により欠格事由に関する問い合わせをすることができるものとする。

8 プレゼンテーション

次により企画提案内容に関するプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日時等

- ① 日 時 令和7年10月14日（火）又は令和7年10月15日（水）
- ② 場 所 千葉県南房総市千倉町瀬戸2296番地6
朝夷行政センター 2階 会議室
- ③ 実施通知 日時及び会場レイアウト等の詳細については、各応募者へ令和7年10月6日（月）までに電子メール等で通知する。

(2) 実施方法

- ① 1応募者当たりの所要時間は、概ね1時間（プレゼンテーション30分以内、質疑応答30分程度）とするが、応募者数等を加味して後日通知す

る。

- ② 参加できる人数は、1 応募者につき 3 名までとする。
- ③ プレゼンテーション実施後、選定審査会の委員から企画提案書の内容等について質疑をする場合がある。
- ④ プレゼンテーション(質疑応答を含む。)における応募者の発言内容は、本業務の契約後においても効力を及ぼすものとする。
- ⑤ パソコン、プロジェクター等の機材の使用を認める。ただし、必要な機器等は、プロジェクター及びスクリーンを除き（組合が用意する。）、応募者において用意すること。

9 受託候補者の選定

クラウド型電話交換機（P B X）導入等業務受託候補者選定審査会（以下「選定審査会」という。）が提出された企画提案書（プレゼンテーションを含む。）を審査基準に基づいて審査し、受託候補者を選定する。

1 0 審査基準

別紙審査基準により審査を行い、選定審査会の委員による採点合計を平均した点数を応募者の得点とする。

得点が最も高い応募者を受託候補者に決定する。

得点が同点となった場合は、業務委託料の額が安い応募者を評価上位者とし、なお優劣がつかないときは、委員の合議により評価上位者を決定する。

得点が 50 点以下の応募者は、失格とする。

1 1 受託候補者の選定結果の通知

受託候補者の選定結果は、受託候補者の選定後、全ての応募者に文書で通知する。

1 2 提案の無効に関する事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格の無い者であったとき。
- (2) 所定の期限までに応募書類を提出しなかったとき、又は所定の提出先に応募書類を提出しなかったとき。
- (3) 2 以上の提案をし、又は自己のほか他の者の代理人を兼ねて提案し、若しくは 2 以上の代理人をしたとき。
- (4) 提案に関連して談合等の不正行為をしたとき。
- (5) 見積書の金額を誤脱し、又は見積書の金額に判読し難い数字を記載し、若しくは見積書の金額に提案上限金額を超えた数字を記載し、若しくは金額を訂正した見積書を提出したとき。
- (6) 応募書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (7) (2)から(6)までに準ずる行為（選定審査会が認定した行為に限る。）を行

ったとき。

1 3 契約について

選定審査会が選定した受託候補者と仕様書（業務委託料の変更を含む。）について協議のうえ、委託契約を締結する。

なお、協議が成立しなかった場合、次順位者と協議を行う。

1 4 その他

- (1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成に要する費用は、応募者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類の差し替え及び再提出は、特別な事情がない限り認めない。
- (4) 提出された書類は、必要に応じて複写することがある。
- (5) 受託者は、契約の際、契約保証金（契約金額の100分の10以上）を組合に納付しなければならない。ただし、組合財務規則第138条第3項の規定に該当する場合は、納付を免除する場合がある。
- (6) 受託者は、本業務を他者に再委託することができない。ただし、業務の一部を再委託することについて、事前に組合の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (7) 受託者は、本業務を遂行するうえで知り得た情報を組合の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。
- (8) 応募者が1者のみであっても、その者が応募資格を有する場合は、本プロポーザルを実施する。
- (9) 応募に関する書類作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (10) 本業務の遂行にあたり、更なる工夫や有用な提案があれば記載すること。提案時に提出した見積額に追加費用を伴うものはその経費を明示すること。

1 5 問合せ先

本件に関する問合せ先は、次のとおりとする。

安房郡市広域市町村圏事務組合 事務局（水道事業統合推進室）

（所在地） 千葉県館山市館山1564-1 渚の駅たてやま内

（電話） 0470-22-5633

（電子メール） suido@awakouiki.jp